

今治拳友会 防具貸与規程

第1条 (目的)

本規程は、今治拳友会（以下「本会」という。）における防具等の貸与について必要な事項を定め、会員が安全かつ円滑に活動できる環境を整えることを目的とする。

第2条 (貸与対象)

本会は、必要に応じて会員に対し、次に掲げる防具等を貸与することができる。

- (1) 胴
- (2) グローブ
- (3) 面
- (4) その他本会が必要と認める防具等

第3条 (貸与対象者)

防具等の貸与を受けることができる者は、本会に在籍する会員とする。

2 会費その他本会への納入金に未納がある場合は、防具等の貸与を制限又は停止することができる。

第4条 (貸与費)

防具等の貸与費は、別に定める。

2 貸与費は、原則として毎月又は本会が指定する方法により納入するものとする。

第5条 (使用上の遵守事項)

防具等の貸与を受けた会員及び保護者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 防具等を適切かつ清潔に使用及び保管すること。
- (2) 防具等を第三者へ無断で貸与又は譲渡しないこと。
- (3) 防具等に異常又は破損を認めた場合は、速やかに本会へ報告すること。
- (4) 本会活動以外の目的で使用しないこと。

第6条 (破損及び紛失)

通常使用による経年劣化又は軽微な損耗については、本会が対応するものとする。

2 故意又は重大な過失により防具等を破損又は紛失した場合は、本会は当該会

員又は保護者に対し、修理費又は相当額の負担を求めることができる。

第7条（返却）

会員が退会、休会その他貸与の必要がなくなった場合は、速やかに防具等を返却しなければならない。

2 本会は、防具等の管理上必要がある場合は、返却を求めることができる。

第8条（貸与の停止）

本会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、防具等の貸与を停止又は終了することができる。

- (1) 本規程に違反した場合
- (2) 本会の運営に支障を及ぼす行為があった場合
- (3) その他本会が不相当と認めた場合

第9条（その他）

本規程に定めのない事項については、本会役員が協議の上、決定する。

附則

本規程は、令和8年4月1日より施行する。